

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市屋島東町土地改良区から  
役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年12月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の<br>種 類 | 氏 名  | 住 所           | 退任年月日      |
|------------|------|---------------|------------|
| 理 事        | 木村 昇 | 高松市屋島東町1176番地 | 平成20年11月7日 |